

編-章-節-項	主な改定内容	頁
全 般	① 「契約書に添付されている図面」を「契約図面」に改定。 ② 各示方書、基準書等の記載と整合するよう表記の修正、追記等。 ③ 法律等の改正に伴う改正 ④ その他、文章表現を国土交通省関東地方整備局土木工事共通仕様書と整合。	
<b>第1編共通編 第1章総則 第1節総則</b>		
1-1-1-14 工事の下請負	○(3)に「なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。」を追記	10
1-1-1-24 監督員等による検査	<b>6. 段階確認</b> ○(1)の「①床堀完了時、②基礎工施工時、③型枠組立完了時、④鉄筋組立完了時」を削除	15
1-1-1-33 施工管理	<b>6. 労働環境の改善</b> ○ 「受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。」を追記	22
1-1-1-37 工事中の安全確保	<b>9. 現場環境改善</b> ○「イメージアップ」を「現場環境改善」に改定	23
//	<b>22. 架空線等事故防止対策 を新規記載</b>	26
<b>第1編共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工程</b>		
1-2-3-9 区画線工	<b>2. 区画線施工前の打合せ</b> ○(2)を追加記載 「受注者はペイント式の施工に先立ち、直近の使用機械のキャリブレーション結果を提出し、施工速度等を監督員等と協議して定めなければならない。」	48
1-2-3-23 現場継手工	<b>3. ボルトの締付け</b> ○(6)記載内容改定 ボルトの締付け機、測 <b>量</b> 定器具などの検定を <b>現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検をは、下記に示す時期に行い、その精度を確認</b> しなければならない。 ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回点検を行う。 ・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。 ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回点検を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。	60

編-章-節-項	主な改定内容	頁
第1編共通編	第2章 一般施工 第3節 共通的工程	
1-2-3-31 現場塗装工	<b>13. 下塗</b> ○(5)記載内容改定 (5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍にを行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。	70
"	<b>16. 検査</b> ○記載内容改定 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎に25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。 (6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ① 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、目標塗膜厚 <del>（合計値）</del> の90%以上とするものとする。 ② 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、目標塗膜厚 <del>（合計値）</del> の70%以上とするものとする。 ③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚 <del>（合計）</del> 値の20%を越えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が標準目標塗膜厚以上の合計値より大きい場合は合格とするものとする。 ④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定をさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。	71
1-2-4-4 既成杭工	<b>3. 試験杭の施工</b> ○追加記載 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。	80
1-2-4-5 場所打杭工	<b>1. 試験杭の施工</b> ○追加記載 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。	84

編-章-節-項	主な改定内容	頁
<b>第1編 共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工程</b>		
1-2-4-5 場所打杭工	<b>9. 鉄筋かごの建込み</b> ○追加記載 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、 <b>設計図書</b> に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に <b>4箇所</b> 以上、深さ方向 <b>53mm</b> 間隔 <b>以下程度</b> で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し <b>500～700mm</b> の間隔で設置するものとする。	85
1-4-5-9 養生	<b>2. 湿潤状態の保持</b> ○追加記載 受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認し、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、 <del>養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表1-4-3の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。</del> を標準とする。	229
1-4-8-2 施工	<b>3. 打設時のコンクリート温度</b> 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	235
<b>第2編 材料編 第1章 一般事項 第2節 工事材料の品質</b>		
	<b>6. 監督員の確認 削除</b>	245
<b>第6編 道路編 第4章 鋼橋上部 第8節 橋梁付属物工</b>		
6-4-8-6 橋梁用防護柵工	○追加記載 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。 なお、ベースプレート方式により定着する場合は、地覆コンクリート打設の際に、アンカーボルトが移動しないようアンカーボルトは番線などにて固定するものとし、溶接による固定は行ってはならない。	451

編-章-節-項	主な改定内容	頁
第6編 道路編 第6章 トンネル(NATM) 第8節 橋梁付属物工		
6-6-5-3 覆工コンクリート工	<p><b>3. コンクリートの締固め</b> ○追加記載</p> <p>受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、<b>内部振動機棒状バイブレータ</b>を用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には<b>型枠バイブレータ</b>を使用して確実に締め固めなければならない。なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく<b>型枠バイブレーター</b>を使用するものとする。</p>	475
	<p><b>5. つま型枠の施工</b> ○追加記載</p> <p>受注者は、<b>つま型枠</b>の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。つま型枠は、<b>防水シート</b>を破損しないように施工しなければならない。また、<b>溝型枠</b>を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。</p>	475